**平成２３年（フ）第１３７９号**
横浜市港北区師岡町888番地３　横金グリーンハイツ101号
債務者　南部　　知
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３８７号**
横浜市南区蒔田町字伊勢山841番地１　蒔田団地３棟204号
債務者　豊島　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３９７号**
横浜市港南区日限山３丁目５番20号　サンハイツ201
債務者　川楠　健次
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１４１９号**
横浜市鶴見区駒岡２丁目18番11号　ウイルコート101号室
債務者　高橋　政人
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１４３４号**
横浜市緑区十日市場町1094番地１　初音コーポ202号
債務者　仲田　義隆
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１４４１号**
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目16番10号　柏陽荘101
債務者　矢野　　優
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２７６号**
岡山市中区倉田532番地８ムサシノビル西館306号
債務者　六野　憲実
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３６号**
大分県中津市大字下池永128番地３
債務者　有延　敏彦
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２３年（フ）第６２８号**
東京都町田市本町田2379番地公社住宅ホ１―503
債務者　小林　文江
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第６６４号**
東京都多摩市永山４丁目２番地５―1004
債務者　相馬　　淳
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２９号**
愛媛県西宇和郡伊方町三崎1911番地１　三崎小集落改良住宅Ｂ棟202号、住民票上の住所愛媛県西宇和郡伊方町三崎1908番地
債務者　宇都宮　隆
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

**平成２３年（フ）第３０号**
愛媛県八幡浜市広瀬１丁目６番９号
債務者　山本　達夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

**平成２３年（フ）第３３号**
愛媛県大洲市長浜甲568番地８
債務者　山崎　響子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

**平成２３年（フ）第９６４号**
横浜市港南区丸山台２丁目37番37号　シャトー笠原105
債務者　山下かずみ
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３００号**
川崎市川崎区浅田４丁目８番20号　プリオール浅田201
債務者　大日向美帆
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係